

第520回 奈良地方最低賃金審議会 議事録

開催日時：令和8年8月3日（月）午後1時00分

開催場所：奈良労働局 別館会議室

奈良市法蓮町163-1 愛正寺ビル2F

1. 出席者

公益代表委員 熊谷礼子、櫻井靖久、下山 朗、坪田園子、福井麻起子

労働者代表委員 伊垣昭彦、河本章吾、北尾 亮、佐古美希、本村秀史

使用者代表委員 小西克美、柴田健司、当麻和重、松岡 誠

事務局 石崎労働局長、米村労働基準部長、中村賃金室長、
生地賃金室長補佐、北岡賃金調査員、竿谷賃金調査員

2. 審議事項

- (1) 令和8年度 地域別最低賃金額改正の目安について（報告）
- (2) 奈良県地方最低賃金審議会奈良県最低賃金専門部会委員の任命について（報告）
- (3) 関係労使の意見聴取について
- (4) 奈良県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無及び改正決定について（諮問）
- (5) その他

3. 主要経過・審議結果

【生地室長補佐】

それでは、定刻より少し早いですが、第 520 回奈良地方最低賃金審議会を始めます。

まず、定足数の確認でございますが、本日は、西田委員からご欠席との連絡をいただいております。また、当麻委員から少し遅れるとの連絡をいただいておりますが、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項の規定による「定足数」を満たしておりますので、本日の審議会が有効に成立していることをご報告申し上げます。

それでは、下山会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

【下山会長】

本日は、ご多忙な中、ご出席をいただき、ありがとうございます。

ただ今から第 520 回奈良地方最低賃金審議会を開始します。

まず、本日の審議会は、「公開」で行うこととなっております。また、審議会終了後は、議事録を作成し、奈良労働局ホームページに公開する予定となっておりますので、あらかじめお伝えしておきます。

次に、本日の議事録の署名人を指名します。

私のほかに、労働者側からは河本委員、使用者側からは柴田委員によりしくお願いします。

まず、議事に入る前に、本日配布いただいた資料について、事務局から説明をお願いします。

【石崎局長】

奈良労働局長の石崎です。よろしくお願いいたします。

それでは、本日、お手元に机上配付しております資料をご覧ください。

こちらは、去る 7 月 21 日に正式に閣議決定されました「日本成長戦略」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2026」から、最低賃金関係の記載部分を抜粋したものでございます。

正式に原案のとおり閣議決定されましたので、改めましてこれらに配意したご審議をいただきますよう、お願い申し上げる次第でございます。

前回の本審においても原案としてご説明いたしましたとおり、最低賃金に関する政府方針につきましては、資料の最後のページにございますように「最低賃金については、2020 年代に全国平均 1,500 円という高い目標の達成に向け、官民でたゆまぬ努力を継続し、労働生産性の継続的な向上を図ることで、遅くとも 2030 年代前半できる限り早期に全国平均 1,500 円を達成する。」とされています。

その上で、「毎年の最低賃金の引上げ額については、こうした政府の取組も踏まえつつ、法定 3 要素のデータに基づき、公労使三者構成の中央最低賃金審議会及び地方最低賃金審議会において、実態を踏まえた審議決定となるよう、議論いただく。」とされており、「地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。」との方針も示されております。

委員の皆様方には、この政府方針に配意した調査審議を賜りますよう改めてお願い申し上げます。資料の説明は、以上でございます。

【下山会長】

ありがとうございました。

ただ今の事務局からの説明に関し、ご意見、ご質問はございますか。

(意見、質問等がないことを確認)

ないようですので、議事を進めたいと思います。

それでは、議事を進行します。

議題（１）は「令和８年度地域別最低賃金額改正の目安について（報告）」になります。

目安につきまして、事務局から説明をお願いします。

【中村室長】

それでは、ご説明いたします。

６月２６日に厚生労働大臣から中央最低賃金審議会の会長あて地域別最低賃金の改正の「目安」を諮問していたところ、７月２８日に中央最低賃金審議会の会長から厚生労働大臣に「答申」がございました。

その答申内容は、お手元の資料№１「令和８年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」をご覧ください。

私からこれを読み上げます。

令和８年７月２８日

厚生労働大臣 上野 賢一郎 殿

中央最低賃金審議会

会長 藤村 博之

令和８年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）

令和８年６月２６日に諮問のあった令和８年度地域別最低賃金額改定の目安について、下記のとおり答申する。

記

- １ 令和８年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。

- 2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解（別紙１）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙２）を地方最低賃金審議会に提示するものとする。
- 3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙１の２に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。
- 4 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、「持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年１％程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着」させるためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者配意しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。
- 5 生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。
- 6 また、中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、「労働供給制約社会における中堅・中小企業の『稼ぐ力』強化戦略」の着実な実行により、価格転嫁・取引適正化の更なる徹底、成長志向の企業や生産性向上への支援強化、M&A・事業承継等による事業再編の推進、賃上げの促進、経営改革等のための伴走支援体制の強化等を推進することを要望する。その際、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに、運用の改善を図ることを要望する。
- 7 価格転嫁対策については、令和８年１月から施行された取適法・振興法を着実に執行するため、公正取引委員会・中小企業庁・事業所管省庁の連携や取引Ｇメンの拡充等を通じた執行体制強化と、現場への浸透に向けた一層の周知徹底を行い、あわせて、地方組織を含めた公正取引委員会の体制面の抜本的な強化を図ることを要望する。
- 8 また、取適法対象外の取引への規制強化に向け、独占禁止法上の告示、知的財産権等の適切な取引に関する指針等の周知・遵守徹底を図ることを要望する。

- 9 さらに、B to C 事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。
- 10 地域経済に与える影響が大きい官公需において、「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」により、2027 年度末までに、実勢価格を踏まえた予定価格の作成や低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の導入・適用等を 100%実施することを要望する。また、価格基準の見直し、進捗状況の見える化や地方公共団体への伴走支援等も実施することで、価格転嫁・取引適正化を強力に推進することを要望する。
- 11 「省力化投資促進プラン」の更なる充実・拡充を図るとともに、業種ごとの KPI の達成状況についてフォローアップを行って進捗が見える化し、実績に応じて更なる対応策を検討することを要望する。
- 12 また、中小企業省力化投資補助金、デジタル化・AI 導入補助金、業務改善助成金等の各種補助金・助成金や、省力化ナビ、各都道府県の生産性向上支援センター等の業種横断的なサポート体制の充実及び活用促進に取り組むことを要望する。
- 13 また、いわゆる「年収の壁」への対応として、昨年 7 月に拡充したキャリアアップ助成金による事業主への支援や、今年 4 月から開始した被扶養者の新たな認定方法の取扱いの円滑な実施に取り組むことを要望する。加えて、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

別紙 1

令和 8 年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解

令和 8 年 7 月 28 日

- 1 令和 8 年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は、次の表に掲げる金額とする。

令和 8 年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安

ランク	都道府県	金額
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	54 円
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡	56 円
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	56 円

以下につきましては、公益委員見解として、法定 3 要素である、ア「労働者の生計費」、イ「賃金」、ウ「通常の事業の賃金支払能力」、それぞれの考え方が示されております。

そして、次の頁のエ「各ランクの引上げ額の目安」につきましては、この後放映する会長代理のメッセージの中で説明されておりますので、省略させていただきます。

10 頁のオ「政府に対する要望」につきましては、先ほど読み上げた答申の中にもございますので省略させていただきます。

続いて、12 頁のカ「地方最低賃金審議会への期待等」については、読み上げさせていただきます。

カ 地方最低賃金審議会への期待等

目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない。

こうした前提の下、目安小委員会の公益委員としては、目安を十分に参酌しながら、地方最低賃金審議会において、地域別最低賃金の審議に際し、都道府県別に示される地域の経済・雇用の実態等（消費者物価指数の上昇率、最低賃金の引上げによる影響率など）をデータに基づいて見極めつつ、自主性を発揮することを期待する。

その際、今年度の目安額は、消費者物価が引き続き上昇局面にあるが、上昇率は昨年より鈍化していることや、春季賃上げ妥結状況を始めとする賃金上昇率が昨年に引き続き高い水準となっていることを考慮するとともに、売上高経常利益率等の賃金支払能力に関する項目が改善傾向にある一方、依然として賃上げ原資の確保が難しい企業も存在していること、地域間格差の是正を引き続き図ることも踏まえて検討されたものであることにも配意いただきたいと考える。

その上で、令和 7 年度の地域別最低賃金については、地域ごとに異なる経済状況等も考慮

の上、各地方最低賃金審議会における審議の結果、39 道府県で目安額を上回る答申が出され、うち 11 県では、目安額を 10 円以上上回る高い引上げ額となり、また、発効日についても、11 月以降を発効日とする地域が 27 府県に達し、令和 8 年 1 月 1 日以降を発効日とする地域も 6 県あった。

こうした令和 7 年度の地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえ、中央最低賃金審議会「目安制度の在り方に関する全員協議会」において、令和 8 年度以降の審議に向けて、「令和 7 年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理」（令和 8 年 6 月 23 日）をとりまとめており、同とりまとめの 2（2）及び 3（4）に記載された「対応方針」を踏まえた審議を行うことを要望する。

また、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。

なお、公益委員見解を取りまとめるに当たって参照した主なデータは別添のとおりである。

生活保護水準と最低賃金との比較では、昨年度に引き続き乖離が生じていないことが確認された。

なお、来年度以降の目安審議においても、最低賃金法第 9 条第 3 項に基づき、引き続き、その時点における最新のデータに基づいて生活保護水準と最低賃金との比較を行い、乖離が生じていないか確認することが適当と考える。

最低賃金引上げの影響については、近年大幅な引上げがなされている中で、雇用情勢等の指標の状況を見ると大きな影響は確認できていないが、令和 5 年全員協議会報告の 3（1）に基づき、引き続き、影響率や雇用者数等を注視しつつ、慎重に検討していくことが必要である。

今年度も、影響率の詳細な分析や、雇用保険被保険者数、雇用保険適用事業所数、都市部と郡部の企業別の影響把握などを中央最低賃金審議会として行ったところであり、今後も丁寧に影響把握を行った上で、公労使で目安の検討を行うことが適当である。

以下、参考資料としてデータが添付されておりますが、特に重視された数値については赤色で加工が入っております。そして、69 ページ以降に別紙 2 として「中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告」が付けられておりますが、読み上げは省略させていただきます。

それではここで、令和 8 年度の目安に関する公益委員見解の趣旨について理解を深めていただくため、中央最低賃金審議会会長代理からのビデオメッセージを放映しますので、モニターをご覧ください。

こんにちは。中央最低賃金審議会会長代理の戎野です。

今年度も目安の位置づけの趣旨や、中央最低賃金審議会が取りまとめた令和 8 年度の目安について、中央最低賃金審議会会長がお伝えするべきところではありますが、今年度は諸般の事情によりまして、会長代理であります私からお伝えさせていただくこととなりました。

今年度の地方最低賃金審議会の改定に向けた議論に当たり、改めて、目安をどのように捉

えて参考とするのか、また今年度の公益委員見解の趣旨につきまして、理解を深めていただく機会となればと思っております。

まず、「最低賃金の位置付け」です。

最低賃金は、最低賃金法第1条に規定するとおり、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障することなどを目的とするものであります。

通常の賃金とは異なり、個別や団体の労使交渉等で決定されるものではなく、法定の3要素を考慮し公労使の最低賃金審議会の答申を尊重して各都道府県労働局長が決定するものであります。

引上げ額検討に当たり、考慮する要素としては、様々なものがありますが、基本的な考え方を改めて申し上げますと次のとおりであります。

まず、最低賃金は法定の3要素である、労働者の生計費、賃金、通常の事業の賃金支払能力を考慮して定めることとなっています。また、生活保護に係る施策との整合性に配慮することも法定されています。

その際、地域間バランスを図る観点から、中央最低賃金審議会で目安を示すことになっています。また、近年は、政府の閣議決定に配意した審議を求められており、近年の主な配意内容は、中長期の金額目標と、地域間格差是正であります。

次に「目安の位置付け」です。

令和5年全員協議会報告や、令和8年度目安小委員会報告に記載しているとおり、「目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない」ことを改めて認識いただきたいと思います。

したがって、公労使での真摯な議論の結果、目安どおりとなることもあれば、目安を上回ることも、あるいは目安を下回ることもありうるものであります。

地方最低賃金審議会におかれては、目安及び公益委員見解で述べている3要素のデータに基づく目安決定の根拠等を十分に参酌し、公労使の三者でしっかりと地域のデータ等の実情に基づいた議論を尽くした上で決定することが望ましいと思っております。

3番目は「令和8年度の目安のポイント」です。

今年度の目安に関する公益委員見解のポイントをご説明したいと思います。

今年度の目安についても、3要素のデータに基づき納得感のあるものとなるよう、公労使で6回にわたって真摯に議論を重ねてまいりました。

3要素のそれぞれの評価のポイントについて申し上げます。

まず「労働者の生計費」について、消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」を基準に、昨年度の審議で、様々な生活必需品の急激な上昇が生じていたことに鑑み参照した、「頻繁に購入」する品目や「1か月に1回程度購入」する品目、「食料」、「基礎的支出項目」などの指標について、今年度も引き続き参照し、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を取り巻く状況について総合的に評価を行っていく必要があると判断いたしました。

こうした中、消費者物価指数については、「持家の帰属家賃を除く総合」、「食料」、「基礎的消費支出」、「1か月に1回程度購入」する品目は、引き続き上昇局面にあるが、上昇率は昨

年より鈍化していると判断いたしました。

次に、「賃金」については、連合、経団連、日商の調査結果では、昨年に引き続き高い水準となっていることを確認いたしました。

また、厚生労働省の 30 人未満企業を対象とした賃金改定状況調査では、第 4 表①・②・③における賃金上昇率はいずれも昨年の結果を上回っております。大企業を対象に含む結果である春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率と、30 人未満の小規模な企業のみを対象とする賃金改定状況調査結果を見ると、企業規模によって賃金上昇率の水準には開きが見られる一方、企業規模にかかわらず高水準での賃金引上げの状況が継続していると判断いたしました。

最後に、「通常の事業の賃金支払能力」については、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解され、これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行ってまいりました。

支払能力については、決め手となる指標がなかなかないわけではありますが、例年どおり、賃金改定状況調査の第 4 表が支払能力を反映したものであるということも意識するとともに、売上高経常利益率や従業員一人当たり付加価値額の動向等も確認いたしました。その際、企業の利益が改善の傾向にあること、賃金改定状況調査結果の第 4 表における賃金上昇率が平成 14 年以降で過去最大となっていることは考慮すべきであるものの、価格転嫁率が示すように、依然として賃上げ原資を確保することが難しい企業も存在していると考えました。また、中東情勢の影響により、国内企業物価指数について、足下で上昇している点についても留意いたしました。

今年度示した目安について、これまで述べてきましたとおり、3 要素のデータを総合的に勘案して目安を示すに当たっては、生計費については、昨年度に引き続き、消費者物価が上昇局面にある中、食料など生活必需品を含む支出項目に係る消費者物価が高いことに着目しましたが、その上昇率は、昨年より鈍化していることを考慮しました。一方、賃金については、昨年に引き続き高水準の賃上げとなっており、中小企業を含めた賃上げの流れが継続していることを考慮しました。また、売上高経常利益率など賃金支払能力に関する項目が改善傾向にある一方、依然として賃上げ原資の確保が難しい企業も存在していることを考慮しました。また、賃上げの流れを非正規雇用労働者や中小企業・小規模事業者にも波及させることや、最低賃金法の目的にも留意すると、目安額は、全国加重平均としては、今年度は 4.9%、55 円を基準として、ランク別の目安額を検討することといたしました。

次に、ランクごとの目安額についてです。近年、配意を求められている政府の閣議決定では、「地域間格差の是正」が盛り込まれているほか、そもそも目安が全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであることに鑑み、中央最低賃金審議会として、地域間格差への配慮の観点から、少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要であると考えました。

その上で、賃金改定状況調査結果第 4 表①②における賃金上昇率が C ランクと B ランクが同率となり、A ランクよりも高くなっていること、第 4 表①②③における、A ランクと B ランク、B ランクと C ランクの差が昨年より拡大していることなどを考慮すると、A ランクと

比較し、Bランクを相対的に高くするとともに、Cランクを昨年度以上に高くすることが適当と考えました。これらのことを考慮した結果として、具体的には、Aランク 54 円・4.5%、Bランク 56 円・5.2%、Cランク 56 円・5.4%としたところであります。

公益委員見解で参照したデータについては、別添の「参考資料」としてまとめてあります。

また、これまで目安に関する小委員会で提示した資料には、地域別のものも含まれているので、地方でのデータに基づいた審議に当たって、適宜参照いただければと思います。なお、都道府県別に示される地域の経済・雇用の実態等をデータに基づいて見極めつつ、自主性を発揮していただくため、厚生労働省の事務局に対して、都道府県別のデータ有無を明らかにする等の要請も小委員会の議論の中でありました。これについては、今後労働局には伝達されると承知しているので、適宜参考にさせていただきたいと思います。

次に「目安協のとりまとめについて」でございます。

中央最低賃金審議会では、昨年度の地方での審議結果を踏まえ、令和8年6月23日に「目安制度の在り方に関する全員協議会」において、令和8年度以降の審議に向けて「論点と考え方の整理」を取りまとめました。地方最低賃金審議会には、ここに記載の「対応方針」を丁寧にお読み取りいただき、これを踏まえた審議を行うことを改めて要望いたします。

最後に、これまで述べてきましたとおり、目安額を示す際に、様々な資料やデータに基づき公労使で真摯な議論を重ねてきたところであります。中央最低賃金審議会及び目安小委員会での議論も参考に、地方最低賃金審議会においても、地域のデータ等の実情に基づき公労使による建設的で真摯な議論が行われることを切に期待しております。中央最低賃金審議会の委員として、地方最低賃金審議会の審議の結果について注目し、見守っていききたいと思います。

【中村室長】

「答申文」の内容については、以上でございます。

【下山会長】

ありがとうございました。

それでは、ただ今の中央最低賃金審議会での答申に関して、ご意見、ご質問はございますでしょうか。

(意見、質問等がないことを確認)

特にないようですので、時間的な制約もございますので、次の議題に移りたいと思います。

次に、議題(2)「奈良地方最低賃金審議会 奈良県最低賃金専門部会 委員の任命について(報告)」の審議に入ります。

奈良県最低賃金専門部会の委員は、関係労使から推薦を受け、その候補者のうちから任命するということになっており、その推薦のため、7月2日から7月16日までの期間、公示されたと思いますが、その結果について事務局から報告してください。

【中村室長】

奈良県最低賃金専門部会の委員につきまして、関係労使からご推薦を受けた候補者のうちから、令和8年7月17日付けをもちまして、委員に任命させていただきましたので、ご報告いたします。

任命した委員は、お手元の資料74頁資料No.2「奈良地方最低賃金審議会 奈良県最低賃金専門部会 委員名簿」をご覧ください。

読み上げさせていただきます。

公益代表

熊谷 礼子 委員

下山 朗 委員

坪田 園子 委員

労働者代表

河本 章吾 委員

北尾 亮 委員

本村 秀史 委員

使用者代表

上村 賢司 委員

当麻 和重 委員

西田 雅彦 委員

以上でございます。

【下山会長】

それでは、奈良県最低賃金専門部会の開催に関して、事務局から説明をお願いします。

【中村室長】

ご説明いたします。

「第1回奈良県最低賃金専門部会」については、既に、7月23日（木）に開催しております。第1回においては、「部会長及び部会長代理の選出」、「専門部会の進め方」、「審議日程」についてご審議いただきました。本日、この後開催が予定されている第2回目から具体的な金額審議に入ることとなっています。

【下山会長】

ありがとうございました。

それでは、奈良県最低賃金専門部会の委員に任命されました皆様方には、大変ご苦労をおかけいたしますが、引き続き具体的な金額についての審議をよろしくお願いいたします。

それでは、議事を進めさせていただきます。

次に議題（３）「関係労使の意見聴取について」の審議に入りますので、事務局から説明をお願いします。

【中村室長】

それでは、ご説明いたします。

お手元の資料 75 頁資料No.3「関係労使の意見聴取に係る関係法条文の抜粋」として、関係条文をお付けしております。時間的制約もございますので、読み上げての説明は省略させていただきます。

これらの条文に基づき、7月2日から7月23日までの期間、関係労使からの意見を求めておりましたところ、3つの労使団体から意見書の提出がございました。

意見書の提出がありました順にご紹介します。

7月23日に、一般社団法人奈良経済産業協会の平越会長様から、資料 76 頁資料No.4「奈良県最低賃金の改正決定にかかる意見の申し立て」のご提出があり、同日、日本労働組合総連合会奈良県連合会の水野会長様から、資料 79 頁資料No.5「奈良県最低賃金の改正決定に係る意見の申し立て」のご提出があり、さらに同日、奈良県労働組合連合会の松本議長様から、資料 81 頁資料No.6「最低賃金の大幅引き上げを求める意見書」がそれぞれ提出されましたことをご報告いたします。

以上でございます。

【下山会長】

ただ今事務局から説明がありましたように、「一般社団法人 奈良経済産業協会」様、「日本労働組合総連合会 奈良県連合会」様、「奈良県労働組合連合会」様の各労使団体から意見書が提出されております。つきましては、各団体から、この審議会の場におきまして、意見をお聴きしたいと思います。

お聴きする順番は、例年のとおり意見書を提出された順でお願いしたいと思います。

会場中央の座席まで移動の上で、ご発言をお願いします。

それでは、最初に「奈良経済産業協会」様からお願いします。

【松岡委員】

それでは使用者側を代表しまして、奈良経済産業協会から説明させていただきます。

着席にて失礼いたします。

それでは皆様のお手元の資料 76 頁をご覧くださいと思います。読み上げさせていただきます。

令和 8 年 7 月 22 日

奈良地方最低賃金審議会

会長 下山 朗 殿

一般社団法人奈良経済産業協会

会長 平越 國和

奈良県最低賃金の改正決定にかかる意見の申し立て

奈良県最低賃金の改正決定の調査審議が行われるに当たり、最低賃金法第 25 条第 5 項の規定に基づき、意見書を提出します。

記

1. 奈良県の中小企業を取り巻く状況

奈良県内の景況を見ると、観光業や小売業では、外国人観光客の増加によるインバウンド消費の恩恵がある一方、慢性的な人手不足も深刻化しており、十分な稼働に至らない中で、経営回復の見通しが立たない厳しい業況の企業も多いのが実態である。

まだ終結が見えないロシアによるウクライナ侵攻、アメリカとイランとの中東問題など、先行きが不透明な影響により、1 ドル 160 円前半を推移する円安状態、物価上昇、原材料費の高騰など、日本経済への影響は長期化し企業経営に大きな負担となっている。

特に、生産に影響する電気代、製品を運ぶガソリン代、大幅な賃上げによる人件費上昇など、事業コストの増大は耐えられない領域に及び、危機的な経営状況と言える。

一昨年、大幅に増加した奈良県の企業倒産件数を見ても、昨年は約 120 件と更に増加しており、そのような状況下、さらに廃業が広がることが予想される。

中小零細企業においては、最賃近傍で働く多くの労働者を雇用しており、昨年度に引き続き、今年度も最低賃金が大幅に引上がるようなことがあれば、その影響が直撃し、雇用の削減や廃業につながるものが強く懸念される。

中小企業庁が 6 月 30 日に公表した中小企業景況調査によれば、今年の 4－6 月期の全産業の業況判断 D I は、マイナス 18.7 と 4 期連続して低下しており、製造業はマイナス 16.6、非製造業もマイナス 19.3 となっている。特に小規模事業者については、マイナス 20.7 と低下し、マイナス幅が拡大した。

日本銀行調査統計局が 7 月 10 日に公表した 6 月の国内企業物価指数は、135.4 で前年比 7.1% 増となっており、大幅に増加している。中東情勢関連では、「化学製品」の他、「プラスチック製品」、「その他工業製品」、「木材・木製品」、「パルプ・紙・同製品」など、関連物品が上昇している。

それに比べ、消費者物価指数の上昇率は変わらず、引き続き落ち着いた動きとなっており、

原油やナフサなど原材料価格が高騰する中で、企業が十分に価格転嫁ができておらず、経費負担を強いられている現状が続いている。

企業の支払能力に大きく関係する価格転嫁においては、中小企業庁の今年3月の価格交渉促進月間フォローアップ調査結果によると、コスト全般の価格転嫁率は昨年9月に比べて0.7ポイント上昇したものの、54.2%にとどまっている。

以上の状況から見ても、県内企業への影響は図り知れない状況であると言える。

また、本年5月の全国鉱工業指数は、季節調整済指数（生産）が103.0で前月比0.5%の増加であり、近畿の鉱工業指数は、季節調整済指数（生産）が102.1となり、前月比1.9ポイントの増加となっている。

4月の奈良県鉱工業指数は、季節調整済指数（生産）が100.2で前月比2.6%の減少であり、全国とは2.8ポイント、近畿とは1.9ポイント下回っている。

2026年春季労使交渉結果を見ると、日本経済団体連合会の中小企業（従業員500人未満）の調査では、全産業のアップ率は4.20%（マイナス0.15ポイント）となっている。また、一般社団法人奈良経済産業協会が会員企業等を対象とした調査（回答企業33社）では、全産業のアップ率は3.70%（マイナス0.69ポイント）となっている。

今年の春季労使交渉では、消費者物価の高騰を踏まえ、昨年と同様に多くの企業で一定程度の賃上げには理解を示している。ただ、経営状況から大幅な賃上げができなかった零細企業だけでなく、人材確保・定着のために、業績が改善していないにもかかわらず賃金を大幅に引き上げた、いわゆる「防衛的賃上げ」を行った中小企業が多く存在していることを考慮すべきである。

なお、経団連及び当会の両調査とも、回答企業の数に限られ、また企業規模が比較的大きいことが見て取れる。実際に「賃金改定状況調査結果」第1表のBランクでは、賃上げをしない、または賃下げする企業は約26.4%に及ぶなど、中小零細企業においては賃上げがなされていない企業も多数ある。

更に、春季労使交渉の対象となるのは、前年度の実績をベースとし、経験・スキル・成果等の総合的な結果に対して行われるものであるが、最低賃金は、未経験で且つ、能力・スキルに全く関係なく一律に定めるものであり、評価軸が全く異なっていることに充分留意することが必要である。

尚、賃金支払いに大きな影響を与える「労働生産性」の状況は、2024年OECDデータで、日本の時間当たり労働生産性は、OECD加盟38カ国中28位（2023年は29位）であり、また、一人当たり労働生産性は、OECD加盟38カ国中29位（2023年は29位）である。

主要先進7カ国でみると、両指標とも1970年以降、日本は最下位の状況が続いている。また、国際的に見ても日本の労働生産性の低さが近年一層際立っていることから、まずは企業の労働生産性の向上が先決である。

また、奈良県は、同じランクとなる他府県との経済指標の格差が歴然であり、より厳しい状況にあると思われる。雇用を維持しながら、必死に経営を継続してきている企業の「通常の事業の賃金支払能力」を最も重視して審議を行っていく必要があると考える。

2. 今年度の金額審議における基本的な考え方

最低賃金制度は、最低賃金法第1条に規定されているとおり、賃金の低廉な労働者に対する施策であり、賃金引上げや消費の拡大といった政策を目的としたものではない。同法第9条には、地域別最低賃金の決定に当たっては、「労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力」を考慮して定められなければならないと明記されている。

しかしながら、最低賃金は、平成28年度以降、令和2年度を除き、引上げ率3%台～5%台の大幅な引上げが続き、昨年度に至っては6.3%の引上げとなり、経営実態を十分に考慮していないとの声が多数ある。

また、昨年の最低賃金における影響率は平均27.7%となり、2002年以降で過去最高を更新し、30%超が19県に上るなど、かつてない水準となっている。特に奈良県での影響率は32.8%となり、その影響力は計り知れないものとなっている。

今年4月、日本商工会議所、東京商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会の経済4団体は、「最低賃金に関する要望」を政府に提出した。その中で、「最低賃金の審議において考慮すべきものとして法が定める三要素のうち、生計費と賃金が増加局面に入らないうち、ある程度の引上げは必要と考えるが、企業の経営実態を踏まえない引上げは、地方の産業・生活インフラを支える中小企業・小規模事業者の事業継続を脅かし、地域経済に深刻な影響を与えかねない」と指摘していることは、我々が求めていることと同じである。

使用者側は従前から、各種統計結果等に基づく審議を行うべきこと、中小企業の賃金引上げの実態を表している「賃金改定状況調査結果」のとりわけ第4表を重視する旨を主張してきた。今後も第4表を重視した上で、中小企業の実態や地域経済の実情、他の指標も勘案し、納得性ある目安かどうかを第一義に議論し、その根拠等を提示して頂きながら、慎重に審議を進めるべきというスタンスは従前通りである。ちなみに、今年度第4表のBランクの賃金上昇率は3.4%となっている。

特に、提示される目安額はあくまで目安であり、目安額が絶対ではないことを再認識したい。また、目安額が最低賃金審議会や専門部会での議論を拘束する性質ではないこと、そして、あくまでも当該地域の経済の実態を踏まえた審議を行うことが重要である。

昨年の地賃審議では、近年顕著になっている近隣県との競争意識に加え、目安を上回る引上げを前提とした国・自治体の支援策の提示などもあり、各地で中央が示した目安への大幅な上乗せが相次ぎ、地域の実態と乖離した引上げが行われた。こうした状況は、法定三要素に基づく審議の原則を歪めていると言わざるを得ず、強く懸念する。

最低賃金は、業績の良し悪しに関係なく、一律に強制力をもって適用され、加えて、最低賃金は下方硬直性が強く、景気後退局面においても実質的に引き下げることとはできないことも考慮しなければならない。

また、中央から地方の審議会に対し、発効日についても十分な議論を行うよう要請した結果、多くの地域で指定日発効が適用された。発効日が1月以降となった地域では、他の地域と比較して、給与規定の改正や賃上げ原資確保などの準備期間が確保できたと評価する企業の声が多く寄せられており、こうした声も踏まえ、企業の十分な準備期間の確保という観点から、発効日は少なくとも1月以降を基本としつつ、地賃において、引上げ額の審議とは切

り離して、決定時期と地域の実情を十分に踏まえ、適切な発効日を設定すべきである。

更に、原材料費・エネルギー費の上昇、円安、中東問題などの海外情勢の影響を受けている中小零細企業の経営状況を、各種資料からの確に読み取り、明確な根拠に基づいた納得感のある調査審議が重要であり、そのためにも、エビデンスたる第4表を重視した審議を求める。

収益の持続的な改善・拡大や生産性向上を伴わない形で、合理的な根拠に乏しい最低賃金の大幅引上げは、収益の動向に関係なく、人件費の増大を強いられることになり、特に、ここ数年継続している大幅な最低賃金の引上げは、中小零細企業の経営を直撃し、そこで働く者の雇用を失わせるだけでなく、人件費の増大が企業経営を圧迫することで、事業の継続自体をも危うくすることとなる。

最低賃金の大幅な引上げには、生産性の向上が前提となるべきであるが、政府による各種生産性向上の支援策等は示されながらも、その効果が未だ十分に上がっているとは言えない状況であり、そのような中で、最低賃金の大幅な引上げを先行させることは原理に反し、支援策の有無でなく、支援策の効果とともに議論すべきである。

最低賃金の審議では、県内中小零細企業の経営実態や、経済・雇用等の状況を鑑み、希望的な観測や予測でなく、エビデンスに基づいた、真の経済実態に合った慎重な調査審議が必要と考える。

以上でございます。

【下山会長】

ありがとうございました。

【生地室長補佐】

事務局から1点ご報告させていただいてよろしいでしょうか。

先ほど公益委員の熊谷委員が所要により退席されましたが「定足数」は満たしており、審議会が引き続き有効に成立していることをご報告申し上げます。

それでは、下山会長、議事の進行をよろしくお願いします。

【下山会長】

それでは、次に「日本労働組合総連合会 奈良県連合会」様、お願いします。

【本村委員】

労働者側委員の本村です。

日本労働組合総連合会 奈良県連合会の意見として、読み上げさせていただきます。

着座にて失礼いたします。

79頁をご覧ください。労働組合総連合会 奈良県連合会としての奈良県最低賃金の改正に係る意見の申し立てとして、読み上げさせていただきます。

わが国は急速な少子化を伴いながら、高齢化と人口減少が進んでおり、不安定雇用や格差の拡大が構造的な課題となっています。また、長年続いた実質賃金の低迷に対し、近年の歴史的な物価上昇は最低賃金近傍で働く仲間の暮らしに極めて大きな影響を及ぼしており、処遇改善は引き続き急務となっています。2026年度の春季生活闘争においては、深刻な人手不足や物価高を背景に、3年連続で5%を超える極めて力強い回答水準を堅持し、5%台の賃上げが社会的に定着しつつあることを示す結果となりました。この賃上げの流れを確実なものとし、そのすそ野を中小企業、地方、そして労働組合のない職場へ広く波及させることが重要であり、最低賃金近傍で働く仲間の多くが非正規雇用であることを鑑みれば、最低賃金制度が果たすべき役割はより一層重要性を増しています。

経済・賃金・物価が安定的に上昇する新たなステージを確実に定着させるためには、積極的な「人への投資」によって、すべての労働者の実質賃金が継続的に上昇していくことが不可欠です。また、国際的には一般労働者の賃金中央値の6割などが相対的貧困ラインとして重視されていることを念頭に置き、貧困率の低下と社会的セーフティネットの強化に向け、最低賃金の大幅な水準引き上げをめざすことが必要です。さらに、地域間格差の是正も深刻な課題です。深刻な人手不足が続くなか、地域間格差を是正しなければ地方部から都市部へのさらなる労働力の流出に歯止めがかかりません。特に奈良県においては、人口流出が最も多い近隣都市部である大阪府との最低賃金額差が依然として大きな壁となっており、これを改善しなければ、県内の中小・小規模事業者は人財確保が困難となり、地域経済の健全な発展や事業継続・発展の厳しさに拍車がかかることは明白です。

今、わが国に求められているのは、雇用の安定とともに、経済・社会の活力の源となる「人への投資」です。最低賃金を引き上げ、最低賃金近傍で働く仲間の生活の安心・安全を担保することは、その最も重要な要素の1つです。社会の不安定化に歯止めをかけ、持続可能な社会を実現していくためにも、生存権を確保した上で、「ナショナルミニマム水準」はいかにあるべきか、欧米並みの水準も意識しつつ、当面めざすべき水準を重視した議論が必要であると考えています。

以上のことを踏まえ、奈良地方最低賃金審議会に対し、労働者の健康で文化的な生活の確保と奈良県における地域経済の健全な発展に向け、下記のとおり意見と要望を申し上げます。

記

1. 地域別最低賃金について

(1) 労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準について

地域別最低賃金の改正にあたっては、憲法第25条、労基法第1条、最賃法第1条を踏まえ、経済的自立を可能にし、人たるに値する生活を営む賃金水準とする必要がある。生活不安、雇用不安を抱える中での最低賃金の改定は、社会安定のセーフティネットを促進するメッセージとなり得るものである。公労使が最低賃金制度の果たす意義・役割を再確認した上で議論を尽くし、「自主性」を尊重するとともに、県内における賃金実態、生活実態を重視し、その趣旨を踏まえた審議会運営をはかること。

(2) 2026 春季生活闘争について

2026 春季生活闘争では、中長期的視点を持った「人への投資」の重要性について粘り強く真摯な労使交渉をおこなった結果、加重平均で 5 %を超える高い賃上げ率を確保し、3 年連続の 5 %超えという歴史的な流れを継続させてきた。中小労組や有期・短時間・契約等労働者の取引適正化等を通じた賃上げへの健闘もみられ、社会全体での賃上げマインドの定着が進んでいる。組織されている労働者は春先から賃上げが実施されている一方、未組織労働者の多くは労使交渉の機会がなく、自らの労働条件の決定に関与することが困難な状況にある。不当な低賃金に甘んじざるを得ない未組織労働者への波及力を強く意識し、中東情勢に起因するエネルギー・原材料価格高騰による生活負担増を乗り越えられるよう、社会的セーフティネットとして実効ある大幅な水準引き上げに向けた審議がなされること。

(3) 早期発効に向けて

最低賃金引き上げの早期発効は全労働者の利益である。今年度の奈良県最低賃金の改正が、一般労働者の賃金に速やかに反映するよう、早期の改正決定が行われるよう審議会運営をはかること。

2. 審議会運営について

(1) 審議会における「参考資料の在り方」について

「中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会」の報告を踏まえ、外部労働市場の賃金の絶対水準を審議会における参考資料として提示されるよう求める。また、連合リビングウェイジを参考とした単身労働者の必要最低生計費や高卒初任給の時間換算額等を十分考慮した水準に向けた審議がなされること。

(2) 地域間格差是正について

賃金が低い地域から高い地域へ働き手が流出するという実態に強い危機感を抱いており、とりわけ、県内就業率の低い奈良県においては、人財確保の観点から隣接府県の状況を十分視野に入れた審議がなされること。

以上でございます。

【下山会長】

ありがとうございました。最後に「奈良県労働組合連合会」様、お願いします。

【奈良県労働組合連合会 新子事務局長】

失礼いたします。

資料の 81 頁に 7 月 23 日付けで提出いたしました意見書を印刷いただいておりますので、それを基本に意見陳述を行います。加えて、先ほど事務局から報告がされましたように 7 月 28 日には中央での目安も出ているという状況の中、奈良県労働組合連合会としての意見陳述を行いたいと思います。

奈良県の最低賃金の改正決定のための審議に当たり、奈労連としての意見陳述を事務局長の新子が行います。

この物価高騰の下、食料品・エネルギー・住宅管理費など生活必需品の価格上昇が続き、労働者の暮らしは深刻さを増しています。名目賃金の上昇が報じられる一方で、物価上昇に賃金

が追いつかず実質賃金の低下が続き、多くの労働者が生活水準の切り下げを余儀なくされています。

昨年 2025 年最低賃金改定後の全国加重平均時給 1,121 円では、人間らしい生活を維持することは困難です。最低賃金近傍で働く労働者からは、ダブルワークまたはトリプルワークを行わなければ生活できないとの切実な声が広がり、制度の役割そのものが問われています。

昨年の改定により現行の最低賃金は奈良では 1,051 円となりましたが、大阪 1,177 円、京都 1,122 円が全国加重平均以上であり、奈良との格差が大きいままとなっています。最高額の東京 1,226 円と最低額の県の 1,023 円との差は 203 円にも及び、同一企業・同一労働・同一時間でも月 30,450 円、年 365,400 円の所得格差が生じています。

この格差は若者の都市集中を加速させ、地方経済の衰退と人口減少を招く要因となっています。26 春闘では昨年の 25 春闘に続き、30 年ぶりとなる賃上げ水準となりましたが、物価上昇を上回る実質賃金引上げには至っていません。30 年以上続く実質賃金の低下を取り戻す、大幅な賃上げを実現し、賃金が上がる国への転換を求めるところです。

中央最低賃金審議会は先週 7 月 28 日、2026 年度地域別最低賃金額改定引上げの目安を A ランク 54 円、B ランク 56 円、C ランク 56 円、全国加重平均 55 円とする答申を行いました。そのまま引上げが行われれば、最低賃金は全国平均 1,176 円となります。目安は地域間格差の解消に向けた方向を示しましたが、昨年の 66 円を下回る引上げ額となっています。

この目安では、健康で文化的な最低限度の生活を保障するという最低賃金法の目的を果たすことはできません。私たちは必要な生計費水準が確保できる 1,700 円以上への引上げを全国で実現するよう求めてきましたが、物価上昇分を考慮しただけであり、必要な最低賃金の審議がなされていないと言わざるを得ません。労働者の生計費を元にせず、費用の支払い能力ありきの審議が行われた結果だと考えております。

審議が本格化する時に、高市政権が全国平均 1,500 円の達成時期を当初「2020 年代」としていたものを「2030 年代前半」へ後退させる方針を示したことが大きな影響を与えてしまいました。

また答申は「地方最低賃金審議会の審議を拘束するものではない」としながら、「この中賃の目安は地域間格差の是正を踏まえて検討されたことを配慮いただきたい」「中賃は地賃の審議結果を重大な関心を持って見守ることを要望する」と、事実上、中賃目安に大幅な上乘せをしないように強く牽制する答申を行っています。これは地方の実情、地方の労働者の声を押し潰すもので、我々としては容認できません。

今後、地方最低賃金審議会での審議が本格化する中で、私たち地域の労働者の声にしっかり耳を傾ける自主的な審議を進めるようお願い申し上げます。

総務省が発表した 5 月の消費者物価指数は前年同月比 1.5% の上昇、2020 年を 100 として 113.5 となっています。原材料の価格が高騰し、賃上げラッシュが発生しています。厚生労働省が発表した実質賃金は 2025 年度通年で前年度比 0.5% 減と 4 年連続マイナスでした。

最低賃金はその地域の賃金水準に大きな影響を与えます。私は出身は奈良県教職員組合ですが、今週末に人事院勧告が出されようとしています。奈良県内の市町村の職員の給与水準はラスパイレス指数で見ると全国平均を下回っています。

自治体関連の非正規労働者、清掃や警備業務、ファストフード店、介護職場等の求人は時間給設定で最低賃金ぎりぎりであり、その引上げは生活改善の拠り所となっています。約4割が非正規雇用の奈良県の実情を見る時、労働者の賃金を大幅に引き上げることが求められています。

全国都道府県が3つのランクに分類され、ランク別の目安が出されたことによって、地方間格差が拡大する問題は解消されていません。府県を超えて展開する同じ会社の非正規労働者でも、時間給はその地方の最低賃金レベルに従って設定することが当たり前のように行われています。このようなランク付けは労働者だけにあって、販売している商品そのものはすべて同じです。こうした矛盾を解決するには、全国一律最低賃金を確立し、最低賃金の大幅引上げで格差をなくすこと以外にはありません。

奈良県の賃金水準が低いことが、人材の県外流出につながっています。奈良県の労働者の県外就業率は2022年で全国4番目に高く、15歳以上の労働者の27.2%が県外に働きに出ています。大阪に隣接する生駒市・王寺町・三郷町・香芝市などではその傾向が顕著となっています。

奈良県で優秀な人材を活用し、県内就労で安心して暮らせる賃金の保証をするためには、その底上げとなる最低賃金の引上げが必要です。

この奈良県の審議会では、奈良県の最低賃金を時間給1,700円に上げることを強く要望いたします。

奈良弁護士会が6月24日、奈良県の最低賃金の大幅な引上げを求める会長声明を出しました。その中で「奈良県における最低賃金の引上げは急務であり、周辺府県との格差を少しでも是正する必要があることからすれば、本年度の地域別最低賃金は時間給1,124円、すなわち前年度の最低賃金の7%程度の増額を大幅に上回るような引上げが行われるべきである」と指摘しています。

私どもは発効日について申し上げますと、昨年奈良県は11月16日になりました。11月以降発効日の地域が27府県となり、今年1月1日以降発効日とする地域が6県もあり、秋田県はなんと3月31日となっております。同じ年度でも年収が大きく異なってしまう、新たな地域間格差が顕在化しています。最低賃金法の生存権保障の観点から、発効日を最短とし、答申後は直ちに発効するよう強く求めるものです。

最後に、国の政策として中小企業への相談窓口体制の充実と、営業継続のための支援策、負担が増している社会保険料の事業主負担の助成など、柔軟な支援を審議会からも国に強く求めていただくことを要請し、奈良県労働組合連合会からの意見陳述といたします。よろしくお願いいたします。

【下山会長】

ありがとうございます。それでは、傍聴席にお戻りください。

皆様、どうもありがとうございました。

ただ今、各労使団体の皆様から意見をお聴きしましたが、これら意見につきまして、ご意見、ご質問等がございましたら、挙手をお願いいたします。

(意見、質問等がないことを確認)

ご質問がないようですので、皆さんからのご意見は今後の審議の参考にさせていただきます。
以上をもちまして、「関係労使からの意見聴取」は終了といたします。

次に、議題(4)「奈良県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無及び改正決定について(諮問)」の審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

【中村室長】

それでは、ご説明します。

お手元の資料 83 頁資料No.7「奈良県特定最低賃金の改正に係る申出書」をご覧ください。

最低賃金法第 15 条第 1 項の規定に基づき、令和 8 年 7 月 29 日から 7 月 30 日の間に、奈良県特定最低賃金の改正決定に関する申出が 3 件ございました。

1 件目は、電機連合奈良地方協議会様から「奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業最低賃金」の改正の決定を求める申出でございます。

2 件目は、JAM大阪奈良地区協議会様から「奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金」の改正の決定を求める申出でございます。

3 件目は、自動車総連奈良地方協議会様から「奈良県自動車小売業最低賃金」の改正の決定を求める申出でございます。

次の 91 頁に申出状況をまとめた一覧表がございますので、そちらをご覧ください。

特定最低賃金の内容を改正したいときは、当該産業に属する関係労働者もしくは関係使用者は、管轄労働局長に対し改正決定を行うよう申し出ることができますが、この申出方法の違いから、「労働協約ケース」と「公正競争ケース」に区別することができます。

先ほど申し上げた 3 件の申出は、いずれも「労働協約ケース」に基づくものでございます。

「労働協約ケース」とは、当該産業において、同種の基幹的労働者、「基幹的」とは「中心的な」という意味ですが、基幹的労働者の概ね 3 分の 1 以上の者が、賃金の最低額に関する労働協約の適用を受けている場合に行われる申出を指します。

一覧表の水色の「合意者割合」の欄をご覧ください。労働協約の適用労働者数 A は、いずれも基幹的労働者 B の概ね 3 分の 1 以上に達しており、申出のございました 3 件いずれも申出の法定要件を満たしておりましたので、受理をいたしました。

以上でございます。

【下山会長】

ただ今の事務局からの説明を踏まえ、奈良県特定最低賃金の改正決定に関する申出は、3 件いずれも要件を満たしているとのことでしたので、奈良労働局長から、その「改正決定の必要性の有無及び改正決定」について諮問をお受けしたいと思います。

【中村室長】

それでは、「奈良県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無及び改正決定」につきまして、奈良労働局長から奈良地方最低賃金審議会の会長あて諮問をさせていただきます。

奈良労働局長から下山会長に「諮問文」をお渡ししますので、下山会長、石崎局長は事務局後ろに設置しております奈良労働局のバックパネルの前までご移動願います。

【石崎局長】

それでは、ご審議のほどよろしくお願いします。

【下山会長】

承知しました。

【下山会長】

それでは、ただ今の「諮問文」をもちまして、奈良労働局長からの「諮問」をお受けすることといたします。

【中村室長】

それでは、「諮問文」の写しを委員の皆様にお配りしますので、しばらくお待ちください。

【中村室長】

内容を確認していただくために、私から「諮問文」を読み上げさせていただきます。

奈労発基 0803 第 1 号

令和 8 年 8 月 3 日

奈良地方最低賃金審議会

会長 下山 朗 殿

奈良労働局長

石崎 琢也

奈良県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無及び改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり、最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

また、貴会における審議の結果、下記の最低賃金のうち、改正決定することを必要と認めるとの結論に達した最低賃金の改正決定について、同法第 15 条第 2 項の規定に基づき、併せて貴会の調査審議をお願いする。

記

最低賃金の件名	申出書受理年月日	申出代表者名
奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金 （令和元年奈良労働局最低賃金公示 第 2 号）	令和 8 年 7 月 30 日	J AM大阪 奈良地区協議会 議長 八釣 祥匡
奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業最低賃金 （令和元年奈良労働局最低賃金公示 第 3 号）	令和 8 年 7 月 29 日	電機連合 奈良地方協議会 議長 田中 篤史
奈良県自動車小売業最低賃金 （令和元年奈良労働局最低賃金公示 第 4 号）	令和 8 年 7 月 30 日	自動車総連 奈良地方協議会 議長 石井 規之

以上でございます。

【下山会長】

それでは、次に、「諮問の趣旨」につきまして、事務局から説明をお願いします。

【石崎局長】

奈良労働局長の石崎でございます。

ただ今、奈良県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無及び改正決定につきまして、諮問をさせていただきましたので、その趣旨等についてご説明いたします。

先ほど事務局からご説明申し上げましたとおり、申出がございました 3 件の特定最低賃金は、いずれも申出の要件を満たすものとなっております。

特定最低賃金の改正の必要性の審議につきましては、昨年度から審議の場を従来の運営小委員会から各特定最低賃金専門部会に移すこととなったところであり、今年度も引き続き専門

部会でご審議いただくものと承知しております。

委員の皆様方におかれましては、各産業を代表する部会委員による各産業の個別事情を踏まえた専門部会の審議結果及び奈良県内の様々な実情をご勘案の上、真摯なご審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【下山会長】

ありがとうございました。

この諮問につきまして、何かご意見、ご質問がございましたら、お伺いしたいと思いますが、いかがですか。

(意見、質問等がないことを確認)

ご意見、ご質問がないようですので、議事を進行します。

奈良労働局長からお受けしました奈良県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無等に係る「諮問」につきまして、具体的な審議は、昨年度に引き続き「各特定最低賃金専門部会」にて行うことを、前回の第1回本審で皆様方から承認を得ているところでございます。

今後開催する「専門部会」での審議に関し、前回決定したことを含め、事務局から説明をお願いします。

【中村室長】

それでは、特定最低賃金専門部会における審議についてご説明いたします。

まず、特定最低賃金専門部会の労使委員につきましては、奈良県最低賃金専門部会と同様に、関係労使からの推薦によりまして、その候補者のうちから任命することとなっております。

また、労使委員各3名のうち、少なくとも2名は当該産業に直接関係する労使をそれぞれ代表する者をもって充てなければならないものとされています。

委員の推薦公示につきましては、本日の審議会終了後に行う予定にしております。公示期間につきましては、本日8月3日から8月17日までとする予定でございます。

各専門部会の開催日時は、部会委員選任後に速やかに日程調整を行わせていただき決定いたしますが、開催日は8月下旬から9月中旬を予定しております。

審議回数につきましては、本年度は審議状況に応じて必要な回数をご審議いただく想定としておりますが、日程調整の都合上ひとまず第2回まで設定させていただくことといたします。

なお、3件の特定最低賃金のうち、申出書における協約最低賃金額が、今後改正される地域別最低賃金額を下回ることとなりました特定最低賃金につきましては、当該専門部会を設置せず、本審にて直接答申をいただくこととなりますのでご承知おきください。

各特定最低賃金専門部会の第1回目においては、「部会長及び部会長代理の選出」、「奈良県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無」等についてご審議いただくことを予定しています。

審議内容の公開・非公開の取扱いですが、「原則として公開する」ことになっていますが、その具体的な取扱いは、各専門部会の中で審議し、決定いただくことになっております。

以上でございます。

【下山会長】

ただ今の事務局からの説明について、ご質問等はございますか。

(質問等がないことを確認)

特定最低賃金に係る必要性審議につきましては、審議の充実を図るため、昨年度から変更を重ねてきたところです。より深みのある議論となるよう、論点整理も含めて、委員の皆様のご協力をお願いいたします。

【下山会長】

では、次の議題に移りたいと思います。

議題（５）「その他」について、事務局から何かございますでしょうか。

【中村室長】

事務局から２点ございます。

まず１点目につきまして、お手元の資料 92 頁資料No.8「最低賃金と生活保護との整合性について」をご覧ください。

最低賃金法第 9 条第 3 項では、「労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする」と規定しております。

そのため、最低賃金と生活保護費の比較を説明するためにお付けした資料でございます。

資料の 96 頁、97 頁に、2024 年度の生活保護のデータ及び最低賃金のデータによるグラフと、2024 年度の生活保護のデータ及び 2025 年度の最低賃金のデータによるグラフが２種類ありますが、いずれも都道府県別に生活保護費と最低賃金額を比較したものでございます。

このグラフのとおり、奈良県を含め、全都道府県で最低賃金が生活保護費を上回っておりますことをご報告いたします。

【下山会長】

それでは、まず１点目、ただ今の事務局からの説明について、ご質問等はございますか。

(質問等がないことを確認)

続きまして２点目について、お願いします。

【中村室長】

それでは、２点目についてご説明いたします。

7月2日付けで奈良弁護士会会長から当審議会あてに、会長声明文及び審議会で最低賃金法第25条第6項に基づく「学識経験者等」としての意見陳述の申入れが提出されております。

最低賃金法第25条第6項には「審議に際し必要と認める場合においては、関係労働者、関係使用者、その他の関係者の意見をさくものとする」と定められており、弁護士会会長は学識経験者として「その他の関係者」に該当すると判断されます。

なお、当該意見陳述の申入れに関しましては、昨年・一昨年と同様の申入れがなされ、本審議会で審議いただきましたが、弁護士である公益委員の中立性、公平性への懸念が示され、意見陳述の必要性は認めないという結論に至っております。

以上、申入れのごございました当該意見陳述の必要性の有無に関しまして、ご審議いただきますようよろしくお願いします。

【下山会長】

ただ今、事務局から説明がありましたとおり、奈良県弁護士会会長からの意見陳述の希望に対しましては、過去の審議の結果、「意見陳述の必要性は認めない」という結論に至っておりますので、本年度も特段事情の変更はないものと考えております。

つきましては、本年度も「必要性は認めない」という結論でよいと考えていますが、ほかの委員の皆様から何かご意見はございますでしょうか。

(意見がないことを確認)

それでは特にないようですので、本件申入れに対しては、「必要性を認めない」ということで、意見陳述の機会は設けないことといたします。

そのほかに何かございますでしょうか。

(意見がないことを確認)

では、最後に次回の審議日程について、事務局から説明をお願いします。

【中村室長】

次回の審議会の日程をご説明いたします。

次回の令和8年度 第3回本審は、8月10日(月)13時30分開始の予定です。

審議内容は、奈良県最低賃金専門部会におきまして一定の結論に達しているということでありましたら、「奈良県最低賃金専門部会の審議結果」の報告、この審議結果報告を踏まえた審議等の予定です。なお、審議は「公開」審議となります。

【下山会長】

ありがとうございました。

それでは、これもちまして本日の審議会を終了いたします。皆様、お疲れ様でした。